

令和7年度第2回町をみんなできれいにする運動実施要項

1 趣 旨

町をみんなできれいにする運動は、矢巾町民憲章に掲げる精神のもと、全町民が一斉に清掃活動を行い、共同作業を通じて和といたわりと助け合いの精神を培いながら、「みんなで築く 躍動感あふれ幸せな未来へ進化するまち やはば」を基本理念とするまちづくりを推進することを目的とする。

2 主 催 矢巾町

3 後援（予定） 矢巾町コミュニティ連合会

4 参加対象 矢巾町全町民

5 日 時 **令和7年9月28日（日）** 午前6時から7時まで（1時間）

※雨天時については、コミュニティごとに決行の可否の基準が異なることから、各コミュニティで判断をお願いいたします。

6 実施内容

(1) 主として、道路を中心とした清掃活動

(2) コミュニティごとに清掃場所を事前に決めて、当日一斉に作業を開始してください。

(3) 具体的な清掃内容

ア 道路の空き缶、空きビン等のごみ拾い（ごみは分別して下さい。）

イ 道路標識（カーブミラー、ガードレール、交通標識等）の清掃

ウ ごみ集積所の清掃（集積所に放置してある搬入不可ごみにつきましては、各コミュニティで処理をお願いします。）

エ 行政区案内板、掲示板の清掃（期限切れポスター等の除去を含む）

オ その他

7 作業に必要な物（各自で準備をお願いします。）

(1) ごみを集める袋

(2) 軍手、かま、バケツ、雑巾、脚立等

(3) その他、必要と思われる物

8 ごみの処理方法

事前に町から各コミュニティへ配布する「町指定ごみ専用袋」に分別して入れ、各コミュニティのごみ集積所へ搬入してください。なお、ごみ集積所に搬入できるのは「町指定ごみ袋」に入れたごみ袋のみです。それ以外のごみ袋でごみ集積所に搬入されたごみは回収されませんのでご注意ください。

当日は盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センターへ直接搬入することができません。

※ 次のようなごみは、清掃センター、ごみ集積所に搬入しないでください。これらを発見した場合は、後日役場で回収するため、9月29日（月）から10月2日（木）までにごみの所在地、種類を 役場企画財政課 まちづくり推進室（019-611-2721）へご連絡願います。

タイヤ、バッテリー、パソコン、家電リサイクル製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）

※ ごみは、必ず分別をお願いします。

空き缶、空きビン、ペットボトル、燃えるごみは、特に分別をお願いします。

9 その他

担当は役場企画財政課 まちづくり推進室（019-611-2721）です。